

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による第30条の11第1項の確認の辞退の届出があったため、同法第58条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年10月11日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 子ども・子育て支援法第7条第10項第4号に規定する施設（認可外保育施設）

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		辞退年月日
	名称	所在地	
大島 佑美	大島 佑美	—	令和3年10月5日

※個人が行う居宅訪問型保育事業であり、施設の所在地は、個人の住所となる為、個人情報保護の観点から公開しない。連絡をとる必要がある場合は、川口市子ども部子ども総務課にお問い合わせをお願いします。